

「上田市公共施設マネジメント基本方針」について

上田市公共施設マネジメント基本方針

1 策定の経過

「上田市公共施設マネジメント基本方針」の策定については、平成27年8月24日に上田市行財政改革推進委員会に諮問し、3回にわたる慎重な審議を経て、平成28年2月16日に基本方針(案)の答申を受けた。

市では、本答申を最大限に尊重し、市民の理解と協力のもと、公共施設の総量の縮減に向け、譲渡や複合化・集約化、小さな拠点としての整備などを様々に検討するとともに、財政負担の平準化や縮減、公共施設の適切な維持管理と有効な利活用を図り、必要なサービスの提供を将来にわたり継続していくための指針として、「上田市公共施設マネジメント基本方針」を策定した。

上田市行財政改革推進委員会における審議及び主な策定経過については、別添『「第三次上田市行財政改革大綱」及び「アクションプログラム」について』に記載のとおり。

2 基本方針の内容

別添「上田市公共施設マネジメント基本方針」のとおり

【公共施設5原則】(基本方針19～21ページ)

- 1 公共施設のあり方を見直し総量の縮減を目指します
- 2 公共施設を適切に維持管理し耐用年数まで大切に使います
- 3 公共施設を整備する際は統廃合などを検討します
- 4 公共施設の集約化とネットワーク化によりコンパクトシティを推進します
- 5 公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます

【インフラ3原則】(基本方針22ページ)

- 1 インフラを適切に維持管理し耐震化と長寿命化に努めます
- 2 インフラを更新する際は可能な限りダウンサイジングを目指します
- 3 インフラを含む公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます

3 基本方針策定後の具体的な取り組み

(1) アクションプログラム

「第三次上田市行財政改革大綱」で定める「アクションプログラム」の取り組みにおける、「支える財政基盤の改革」の体系の「市有財産の適切な管理と利活用」では、約 100 施設のあり方の検討に取り組むこととしており、推進期間の 5 年間の目標を設定し、達成に向けた取り組みを進めている。

今年度すでに関係団体と協議の上、譲渡や廃止などの方向性が決定した施設もあり、さらなる取り組みの推進に努めている。

(2) 指定管理者制度導入施設における指定管理者候補者選定委員会

指定管理者制度導入施設のうち、平成 29 年度に指定管理者の更新を迎える施設の指定管理者候補者選定委員会において、今後の施設のあり方や指定期間など、本基本方針を踏まえた審議が行われ、来年度以降も同様に審議されていく予定である。

(3) 施設整備計画等策定

各施設所管課が個別施設の改修や改築などの施設整備計画を策定する場合には、複合化や集約化、規模の縮減など本基本方針を踏まえた計画の策定に取り組み、実施計画や予算編成などにおいても、本基本方針に沿っているかという視点も含め査定を行い、全庁体制での取り組みを進めている。

(4) 庁内職員研修会

主に施設所管課の職員を対象に本基本方針の策定の背景や今後の取り組みについて研修会を開催した。

研修会においては、今後の人口減少や少子高齢化、維持管理費の増加など、多くの課題があることから、危機感を持って取り組むことについても周知を図った。

4 今後の進め方

公共施設を取り巻く状況を踏まえ、財政負担の平準化や縮減、適正な維持管理や有効な利活用を進めていくため、アクションプログラムで取り組む約 100 施設について、重点的に進めていくこととしている。また、その他の体系においても、インフラの広域連携や施設運営への民間参入など、様々な視点から本基本方針に基づき、施設のあり方等の検討に取り組むこととしており、アクションプログラムで定めた取組項目を重点的に取り組むことにより、本基本方針の推進を図っていくものとする。

施設のあり方の検討においては、施設ごとの設置目的や設置の背景、利用状況などを踏まえ、譲渡や複合化、集約化などを含め、施設の状況に応じて様々に検討していくことが必要であり、検討の過程においては、「総論賛成・各論反対」の傾向が懸念される。また、施設整備が必要な時には財源確保が必要になることから、ある程度の期間の中で計画的に取り組むを進めていくため、アクションプログラムの推進期間である 5 年間で取り組むこととし、この期間中においても 1 年ごとの目標を設定し、必要により見直しを行い、着実な目標達成を目指すこととしている。

なお、取組項目の推進にあたっては、本基本方針の「公共施設 5 原則」や「インフラ 3 原則」で掲げる「公共施設マネジメントに市民の理解と協力のもとで取り組みます」という考えのもと、個別施設ごと利用者や利用団体等に対する丁寧な説明を行い、理解を得る作業を積み重ね、併せて、関連審議会や地域協議会などへの諮問等を行い、パブリックコメントなどの実施により市民に対する情報提供を行うとともに、情報共有を図るものとする。